

報道関係者 各位

平成30年10月16日

【照会先】青森労働局雇用環境・均等室
室長 富塚 リエ
監理官 高谷 和彦（担当）
(電話) 017-734-6651

青森県働き方改革推進協議会を開催します

『中小企業事業者への支援策を強力に推進』

本年6月29日に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」では、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずることとされております。

青森県内においても働き方改革の取組を効果的に推進するため、新たに中小企業者を構成員とする団体を含む事業主団体等を加え、「平成30年度青森県働き方改革推進協議会」を開催します。

1 日 時 : 平成30年10月22日（月）午後1時30分～（2時間程度）

2 場 所 : ラ・プラス青い森 2F カメリア
(青森市中央1-11-18 TEL 017-734-4371)

3 出席機関・団体

- (1) 一般社団法人 青森県経営者協会
- (2) 日本労働組合総連合会青森県連合会
- (3) 青森県
- (4) 東北経済産業局
- (5) 青森県商工会議所連合会
- (6) 青森県商工会連合会
- (7) 青森県中小企業団体中央会
- (8) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部
- (9) 公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター
- (10) 株式会社 青森銀行
- (11) 株式会社 みちのく銀行
- (12) 青森県社会保険労務士会
- (13) 東北税理士会青森県支部連合会
- (14) 青森県働き方改革推進支援センター
- (15) 青森産業保健総合支援センター
- (16) 青森労働局

裏面へ

4 主な内容

- (1) 働き方改革関連法の概要について
- (2) 働き方改革に関する中小企業事業者への支援策について

5 その他

- (1) 取材を希望される場合、事前に照会先担当へ登録をお願いします。
- (2) 会議は傍聴可ですが、カメラ撮りは局長あいさつまでとしますので、御協力をお願いします。会議資料は当日配付します。
- (3) 「働き方改革関連法」の施行に向けた説明会及びセミナーを別添により開催いたしますので、併せてお知らせします。一部の説明会では、局長（瀧原章夫）が説明を行う予定です。こちらについても取材を希望される場合、事前に照会先担当へ登録をお願いします。